

基監発第 0727001 号  
平成 19 年 7 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

### 中小企業労働時間適正化促進助成金の広報、周知活動について

中小企業労働時間適正化促進助成金（以下「適正化助成金」という。）の実施については、平成 19 年 7 月 3 日付け基発第 0703001 号により通知されたところであるが、適正化助成金は、特別条項付き時間外労働協定を締結している中小事業主等が、働き方の見直しを通じ、労働時間の適正化に取り組んだ場合に、その実施した内容に応じて助成金を支給することにより、長時間労働の是正に資するものとして創設されたものであり、対象となる中小事業主に広く活用されることが重要である。

ついては、適正化助成金の活用促進が図られるよう、別途送付するリーフレットを活用し、下記により、積極的な広報、周知活動の実施に努められたい。

### 記

#### 1 関係団体等への周知

貴職名文書（別添の例文を参考）により、以下の団体に対し、適正化助成金の周知について協力を要請すること。この場合、併せて広報誌（紙）等への掲載についても依頼すること。

- （1） 管内の労働基準協会、労働災害防止団体等の関係団体
- （2） 経営者協会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所（又は連合会）、  
商工会連合会等の管内の主要な事業主団体
- （3） 都道府県社会保険労務士会

#### 2 都道府県労働局（以下「局」という。）のホームページへの掲載

局のホームページに、いわゆる「新着情報」「トピックス」等として適正化助成金の創設について掲載するとともに、リーフレット、支給要領、記入例等を掲載すること。

### 3 労働時間設定改善コンサルタントの活動における周知

労働時間設定改善コンサルタントの活動において、関係事業主等からの相談に応じる際や事業場等を個別訪問する際に、必要に応じ、リーフレットを活用し周知を行うこと。

### 4 窓口等における周知

- (1) 適正化助成金は、特別条項付き時間外労働協定を締結していることが要件の一つとなっていることから、労働基準監督署（以下「署」という。）の窓口において、特別条項付き時間外労働協定届の届出を行った中小事業主等に対して、リーフレットを活用し周知を行うこと。

また、特別条項付き時間外労働協定届が郵送により届け出られた場合で、当該届の控えを返送する場合は、リーフレットを同封することにより周知を行うこと。

ただし、平成16年2月18日付け基発第0218004号「時間外労働協定の適正化に係る指導について」に基づき、限度基準第3条ただし書（特別条項）及び限度基準第4条第2項に適合していないものとして指導を行った場合は、この限りでないこと。

- (2) 来庁者が自由に持ち帰ることができるよう、局及び署の窓口にはリーフレットを備え置くこと。

### 5 監督指導時における周知

監督指導において、特別条項付き時間外労働協定が締結されていることを確認した場合等には、当該事業場の状況等を勘案し、必要に応じ、リーフレットを活用し周知を行うこと。

### 6 集団指導や各種会議の活用

適正化助成金の対象となる事業主の出席が相当数見込まれる集団指導や各種会議等の機会をとらえ、必要に応じリーフレットを活用し周知を行うこと。

(例文)

番 号  
平成19年〇月〇日

殿

〇〇労働局労働基準部長

### 中小企業労働時間適正化促進助成金の創設について

平素より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、特別条項付き時間外労働協定を締結されている中小事業主の方々を対象とした「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されました。

労働時間の状況につきましては、子育て世代の男性を中心に長時間にわたり労働する労働者の割合が高水準で推移しており、また、長時間労働等に起因した脳・心臓疾患に係る労災補償請求件数は依然として増加傾向にあるため、長時間労働の是正により労働者の健康を確保し、その福祉の増進を図ることが重要な課題となっています。

このため、本助成金は、働き方の見直しにより労働時間の適正化に取り組む中小事業主の方々に対する支援策として創設されたものです。

つきましては、本助成金を積極的に活用いただきたく、別添のリーフレットによる貴会会員各位に対する周知について、特段の配慮をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、貴会広報紙（誌）におきまして、別紙例文を参考としていただき、本助成金の創設について、掲載していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

## 広報誌（紙）の掲載例文（１）

## 中小企業労働時間適正化促進助成金の創設について

働き方の見直しにより、長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主の方々を支援するため、「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されましたので是非ご活用下さい。

本助成金は、

- ① 特別条項付き時間外労働協定を締結している中小事業主であって、
- ② 時間外労働削減等の措置及び省力化投資等の措置又は雇入措置を盛り込んだ「働き方改革プラン」（実施期間１年間）を作成し、都道府県労働局長の認定を受け、これを実施した方に100万円を支給するものです。

本助成金の詳細については、〇〇労働局労働基準部監督課（Tel〇〇-××××-△△△）へお問い合わせ下さい。

## 広報誌（紙）の掲載例文（２）

## 中小企業労働時間適正化促進助成金の創設について

働き方の見直しにより、長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主の方々を支援するため、「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されましたので是非ご活用下さい。

本助成金は、特別条項付き時間外労働協定を締結している中小事業主であって、次のイからハまでの事項を盛り込んだ「働き方改革プラン」（実施期間１年間）を作成し、都道府県労働局長の認定を受け、これを実施した方に100万円を支給するものです。

イ 次のいずれかの措置

- ① 特別条項付き時間外労働協定の対象労働者を半分以上減少させること
- ② 割増賃金率を自主的に引き上げること（限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を３５％以上に、又は、月８０時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を５０％以上に引き上げること）

ロ 次のいずれかの措置

- ① 年次有給休暇の取得促進
- ② 休日労働の削減
- ③ ノー残業デー等の設定

ハ 次のいずれかの措置

- ① 業務の省力化に資する設備投資等の実施（300万円以上のものに限る）
- ② 新たな常用労働者の雇入れ

本助成金の詳細については、〇〇労働局労働基準部監督課（Tel〇〇-××××-△△△）へお問い合わせ下さい。